

## 児童虐待の防止と子育て支援について (本市における児童虐待の未然防止の取り組み)

### 1. はじめに

児童虐待は子どもの命や心身の発達に影響を及ぼす重大な事案であることから、虐待をしない・させない社会づくりを進めるために、児童虐待の啓発や、児童虐待の発生予防に取り組むとともに、関係機関との連携を強化して実施する、早期発見・早期対応に努めている。

中でも、児童虐待を未然に防ぐためには、虐待につながる育児の不安や負担に対して早期に対応し、虐待の発生を予防することが重要であり、個々の家庭の状況や妊娠・出産・子育ての状態に合わせた丁寧な支援に取り組んでいるところである。

今回は、子ども家庭局が所管する児童虐待未然防止の取り組みとして、子ども及び保護者を支援する「体制」、妊娠・出産・子育て期にわたる「切れ目のない支援」、体罰や虐待の防止についての「広報啓発」について、報告を行うもの。

### 2. 子ども及び保護者を支援する「体制」

#### (1) 要保護児童対策地域協議会の運営

児童虐待の予防、早期発見、迅速な対応及び児童の自立、家族の支援を図るための関係機関のネットワークを構築し、協力体制の整備にあたる。市レベルの代表者会議、区レベルの要保護児童対策実務者会議、事例ごとの個別ケース検討会議の三層構造となっている。

市レベルの代表者会議では、児童虐待防止事業の推進に係る協議、各区要保護児童対策実務者会議の報告、各機関の取組の報告や情報交換を実施している。

(関係機関)警察、医療機関、保育所、幼稚園、民生委員・児童委員、児童福祉施設、教育委員会、子ども総合センター、配偶者暴力相談支援センター等

#### (2) 子ども・家庭相談コーナー運営事業

区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度を適用したり、医療機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行う。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整・実施している。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談件数(全区延件数)	74,385件	81,681件	77,956 件

※令和 3 年度相談件数については、現在集計中

### (3)児童虐待防止医療ネットワーク事業

児童虐待の早期発見、早期対応につながる適切な対応ができるよう、本事業の拠点病院に、児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの虐待対応に関する相談への助言、対応能力向上のための研修等を行っている。

また、児童虐待が疑われる症例について、医師、看護師、警察、検察、児童相談所等が参加する事例検討会を毎月開催するとともに、児童虐待の対応能力向上のための研修を実施している。

さらに、拠点病院が監修し、児童虐待早期発見のポイントや、虐待が疑われる場合の対応についてまとめた医療機関向けのリーフレットを、医師会を通じて市内の医療機関に配布している。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談対応件数	365 件	534 件	749 件	849 件

### 3. 妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援

#### (1) ICT を活用した妊娠届出事前申請

令和4年4月より『きたきゅう子育て応援アプリ』(母子手帳アプリ『母子モ』)を通じた母子健康手帳交付の申請を開始した。

妊婦がスマートフォンのアプリに妊娠に関する申請手続きやアンケートを入力することで、受け付けた区役所はフォローアップが必要な対象者を把握できる。母子手帳交付時の窓口での手続きにかかる時間の短縮、専門職による個々の状況に応じた相談・支援をよりスムーズに行っている。

#### (2) 産婦健康診査事業

産後うつの予防や産後の体調不良による新生児への虐待を予防するため、概ね産後1か月以内の産婦に対する健康診査の費用を助成し、産後の初期段階における支援を行っている。(令和2年10月事業開始)

(助成回数及び助成額) 1 出産につき1回 上限 5,000 円

年度	令和2年度(10月以降)	令和3年度(2月まで)
対象者数	2,911人	5,956人
受診者数	2,462人	5,264人
受診率	84.6%	88.4%
EPDS9点以上出現率	8.9%	8.7%

※EPDS:エディンバラ産後うつ病質問票(10項目、30点満点、9点以上をスクリーニング)

#### (3) こんにちは赤ちゃん！小児科訪問(ペリネイタルビジット)事業

妊産婦の育児不安を軽減するため、産前から産後間もない時期に妊産婦とその家族が、育児について小児科医に何でも相談できるよう、産科医による小児科医の紹介を行っている。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
紹介件数	837件	809件	755件	818件
指導件数	749件	728件	671件	706件

#### (4)産後ケア事業

産後や退院直後の母子に対して、助産師等が心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てが継続できるよう支援を行っている。(令和2年9月事業開始)

##### (利用の上限)

それぞれのサービスを通算して、最大7日まで。そのうち、通所型(短時間)については出産後4か月未満、最大3日まで。

##### (利用料金)

実施内容	一般世帯	減免世帯
宿泊型	6,000円	2,000円
通所型	2,000円	600円
通所型(短時間)	1,000円	300円
居宅訪問型	2,000円	600円

  

年度	令和2年度(10月以降)	令和3年度
延利用人数	677人	2,272人

#### (5)生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、必要な支援を適切に結び付けている。

令和4年度からは、全戸訪問事業に加えて、初めての出産を控える全ての妊婦に対して「出産準備コール」を実施する。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全戸訪問の割合	95.1%	94.6%	91.4%
訪問件数	6,766件	6,323件	6,004件

※令和3年度相談件数については、現在集計中

#### (6)育児支援家庭訪問事業

個々の家庭の抱える養育上の問題の軽減を図るため、親の心身の不調、望まない妊娠、経済的な問題、若年や多胎・多子出産、外国人等で養育が困難になっている家庭に対して、専門職が訪問し、子育てに関する情報提供や支援を行っている。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問延件数	3,373件	3,312件	2,728件

※令和3年度相談件数については、現在集計中

### (7) 養育支援訪問事業

産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、養育支援を必要とする家庭に対して、訪問員(ヘルパー等)を派遣し、育児や家事の支援を行い、家庭の養育力をサポートし、児童虐待の未然防止を図っている。

(利用上限)

原則、1日2回まで、妊娠中(母子健康手帳交付後)から出産後1年未満の間に20回以内

(利用料)

1回あたり 500円(生活保護世帯や市県民税非課税世帯は無料)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
派遣回数	178回	134回	157回	180回

### (8) 乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業

乳幼児健康診査(対象:4か月児、1歳6か月児、3歳児)の未受診者に対して、専門職による家庭訪問等を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じている。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
フォローアップ支援者数	1,262件	1,080件	1,261件

※令和3年度相談件数については、現在集計中

### (9) 未就園4歳児訪問事業

令和3年度から、未就園の4歳児の家庭へ、区役所子ども・家庭相談コーナーの相談員が訪問することにより、児童の状況を確認し、家庭状況に応じて必要な支援につなぐことで、児童虐待の未然防止を図っている。

### (10) 保育カウンセラー事業

児童虐待の防止・早期対応や発達の気になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが保育所等を訪問し、児童に関する相談を受けるとともに、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所を支援している。緊急事態発生時等は、児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努める。

また、保育士等を対象に虐待対応に関する研修を行い、条例パンフレットを配布するなど啓発に努めている。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対応回数	189回	232回	242回	236回

#### 4. 広報啓発

##### 「北九州市子どもを虐待から守る条例」等児童虐待防止に係る広報啓発

出前講演や児童虐待防止推進月間の講座・行事での啓発等を通じて、「北九州市子どもを虐待から守る条例」、「体罰によらない子育て」等の市民への周知を図り、児童虐待防止への理解を深めている。

(令和3年度の主な啓発活動)

実施時期	啓発内容
通年	<p>「北九州市子どもを虐待から守る条例」パンフレット(以下、「条例パンフレット」)、「子どもを虐待から守るためのハンドブック」(以下、「ハンドブック」)、体罰禁止チラシを配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所、子ども総合センター、市民センター等で配布</li> <li>・出前講演、研修、会議等の際に配布</li> <li>・母子健康手帳交付時に体罰禁止チラシを配布</li> <li>・母親学級等でハンドブックを配布</li> <li>・令和4年度からは、4 か月児健診時に小児科でハンドブックを配布</li> </ul>
	<p>出前講演実施(31回、1,404人)※令和3年12月時点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例パンフレット、ハンドブック、体罰禁止チラシ等を合わせて配布</li> </ul>
8月	<p>児童虐待対応リーダー養成研修会をオンラインで開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、学校関係機関、放課後デイサービス等を対象 (参加者数:149人、動画再生回数:1,142回)</li> </ul>
11月 (児童虐待防止推進月間)	<p>市政だよりに特集記事(体罰禁止について等)を掲載</p> <p>各区役所ロビー、市政テレビ等で開発動画を放映</p> <p>ギラヴァンツ北九州ホームゲームでの啓発活動(啓発イベント、条例パンフレット及び体罰禁止チラシの配布等)を実施</p> <p>モノレール駅でのポスター掲示</p> <p>「児童虐待問題市民講座」をオンラインで開催(参加者数:94人、動画再生回数:1,185回)</p> <p>ボートレース若松、小倉競輪場でのポスター掲示、条例パンフレット、ハンドブック配布、ビジョンでの啓発動画放映、出走表へのオレンジリボンマーク及び児童相談所虐待対応ダイヤル189掲載等</p>

## 5. その他(令和4年度に新たにに取り組む主な子育て支援事業)

### (1)ひとり親コンシェルジュ推進事業

区役所子ども・家庭相談コーナーの相談員を「ひとり親コンシェルジュ」として周知し、分かりやすく相談しやすい窓口づくりを推進するとともに、窓口に行けないひとり親家庭には訪問(アウトリーチ)するなど、自立に向けた支援を実施する。

(実施内容)

- ・「ひとり親コンシェルジュ」の周知・情報発信(パンフレット、市HP、SNS等)
- ・訪問(アウトリーチ)、オンライン相談対応のための「訪問支援員」配置等

### (2)ヤングケアラー相談支援事業

ヤングケアラー(年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護やきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども)の早期発見・支援のため、ヤングケアラー本人や家族、学校、関係機関等からの相談に対応し、必要に応じて関係機関につなぐとともに、学校との連携等を行う相談支援窓口を設置する。

(実施内容)

- ・相談業務
- ・関係機関との連携支援(ケアの負担軽減等)
- ・ヤングケアラーへの支援
- ・広報・啓発(チラシ、市HP、SNS等)